

京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定

建築協定区域

京都市中京区夷町、松屋町及び山中町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、職住が共存する住宅地としての優れた環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の用途に関する基準

第6条 建築協定区域内の建築物は、次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
- (3) マージャン店、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (4) カラオケボックスその他これに類するもの
- (5) カラオケ設備のある飲食店
- (6) 事務所（当該建築物の所有者の住宅が付属し、第8条第1項に定める運営委員会が、環境上支障がないと認めるものを除く。）
- (7) 共同住宅（専用面積が40平方メートル以上の住戸で構成し、建築協定運営委員会が、環境上支障がないと認めるものを除く。）
- (8) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅
- (9) ホテル又は旅館（簡易宿所を含む。）

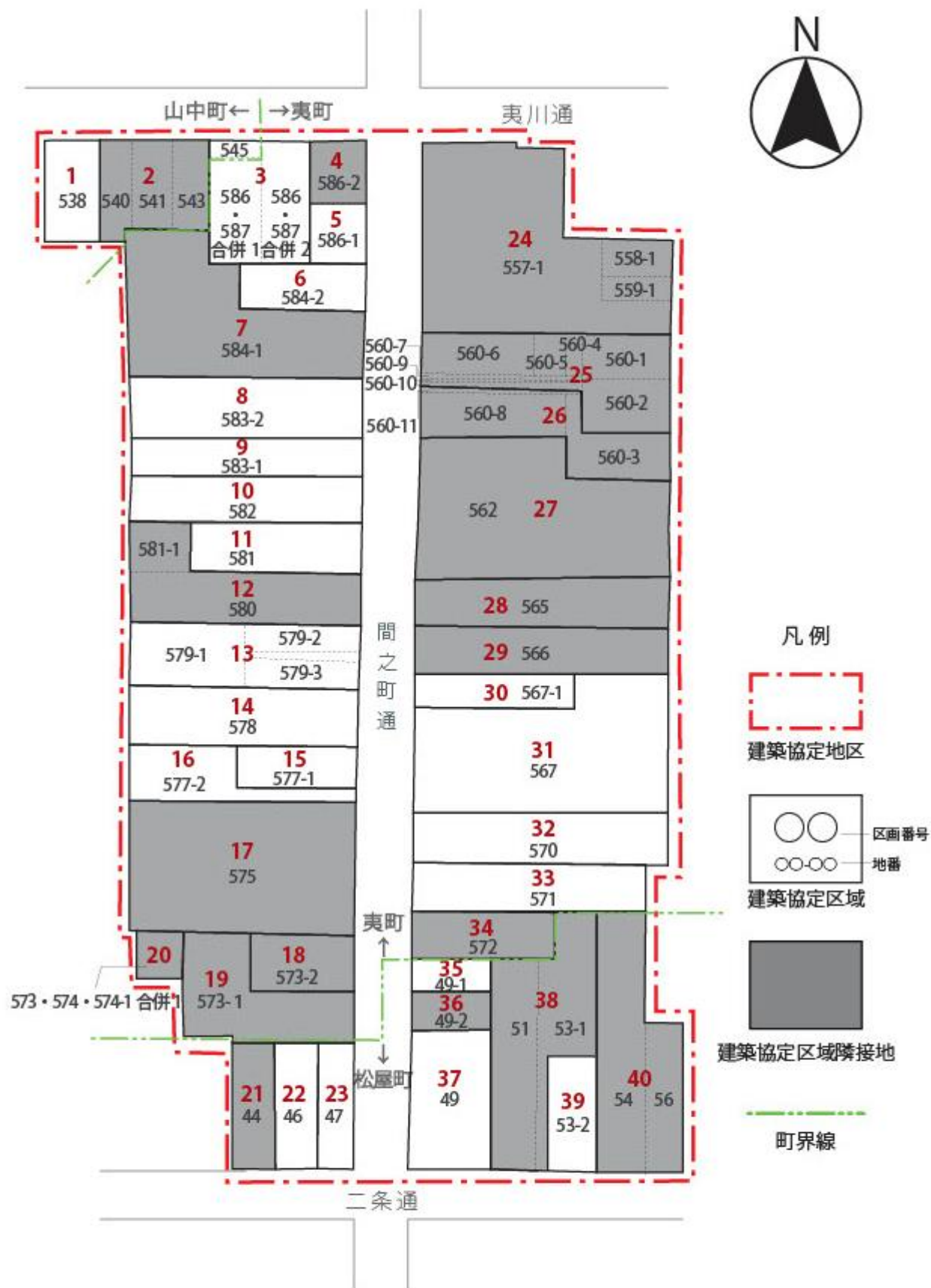
■建築物の形態等に関する基準

第7条 建築協定区域内の建築物の形態等は、次の各号の定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地階を除く階数は、5以下とする。
- (2) 建築物の高さ（塔屋を除く。）は地盤面から15メートルを超えないものとし、当該建築物の各部分の高さ（塔屋を含む。）は、当該各部分から隣地境界線（南側を除く。）までの水平距離に1.5を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築協定委員会が、環境上支障がないと認めたものについては、この限りでない。
- (3) 1層2段以上の自動車車庫及び機械式駐車場については、隣地への騒音等を防止するため、周囲を壁及び屋根で囲まなければならない。



京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定区域図



（参考）建築協定を締結しようとする趣意

歴史ある夷町・松屋町地区を、住宅地としての環境をこれからも高度に維持し、魅力ある住みよい町並みを守り続けるため、また、「町づくり憲章」で宣言している町づくりを今後も推進するために、建築協定の更新の必要性を痛感し、認可の申請を致します。

「京都御所南界限（夷町・松屋町）町づくり憲章」

- 1 歴史的景観環境、伝統的生活文化環境である中低層の美しい住み良い町並みと家並を守ろう。
- 2 私達の町と界限に関心を持ち、互いに気配りし、互いの生活を守り、互いに助け合い、隣人愛と秩序を基本として、互いの生活を守る町をつくろう。
- 3 先人から預かっている美しく住み良い町を、子に・孫らに引き継げるよう、さらに美しく豊かな町づくりを実行することは、今ここに住む私達のつとめです。
- 4 より良い豊かな暮らしと美しく住み良い町を維持する為に、この界限の建物の高さを、15メートル以下、5階を限度とします。
- 5 私達の町、この界限の美しく恵まれた住み良い環境を破壊する、ワンルームマンションや、高層ビル、静かな和みの生活を乱す人物・集団や風俗営業などは認めません。